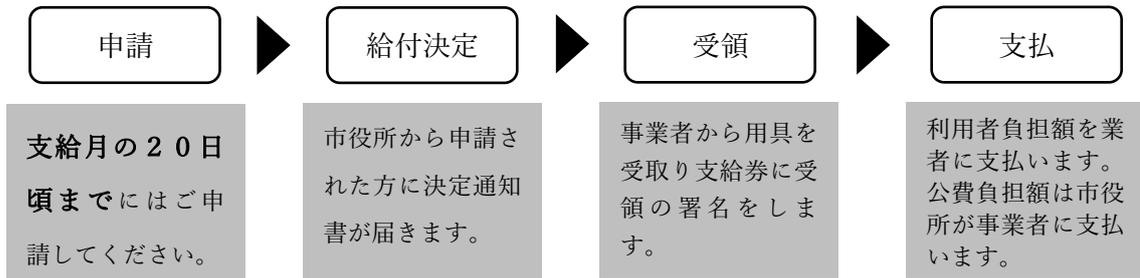


日常生活用具費の支給について

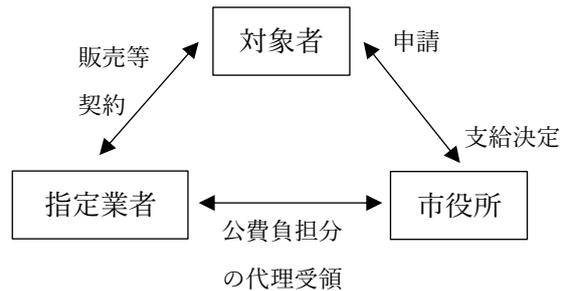
常総市では、「常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱」に基づき、障がい者等の方々がより円滑に日常生活を送るために、必要に応じて日常生活用具の購入に係る費用の全部又は一部を支給しています。

1. 手続きの流れ

必ず**購入する前**にご相談ください。購入後の補助はおこなっておりません。



対象者、市役所、指定業者の三者でやり取りをして、日常生活用具費の全部又は一部を助成する制度です。



2. 申請に必要な書類

- 申請書
- 障がい等を証明するもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証）
- 購入を希望する用具の見積書…事業者が作成したもの。
- 診断書

※新規で紙おむつの支給を受ける場合に必要な場合があります。

- 世帯の課税状況を証明できるもの ※省略できる場合もあります。

※居宅生活動作補助用具の費用の支給を受けようとする場合は、工事図面及び改修工事見積書が必要です。また、自己所有でない家屋については、家屋所有者等承諾書も必要です。

3. 申請方法

窓口、郵送又はいはらき電子申請・届出サービスでの申請が可能です。

(1) 窓口

下記の窓口で申請書をご記入の上、必要書類をご提出ください。

- ①社会福祉課（本庁舎議会棟1階8番窓口）
- ②暮らしの窓口課保健福祉サービス係（石下庁舎4番窓口）

(2) 郵送

下記の郵送先に必要書類をお送りください。

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3
常総市役所 社会福祉課 障がい福祉係

(3) 電子申請・届出サービス（インターネット）

市のホームページの「日常生活用具の給付」についてのページに貼られてあるリンク先のページからご申請してください。

4. 利用者負担額

見積金額が基準額を超過する場合	見積金額が基準額を超えない場合
超過する額 + 基準額の1割	見積金額の1割

※所得等に応じて利用者負担額中超過する額を除いた分については、ひと月に支払う上限が設定されています。

- ・課税世帯… 37,200円
- ・障がい者等又は世帯員の所得が80万円を超過し、かつ、非課税世帯… 24,600円
- ・その他…… 15,000円

5. 注意事項

- (1) 障がい者等本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、給付の対象になりません。
- (2) 介護保険法の対象となる場合は、給付の対象になりません。

<問合せ先>

常総市役所 社会福祉課 障がい福祉係
TEL 23-2111
暮らしの窓口課 保健福祉サービス係
TEL 44-7844